

まちペイ共通約款

本約款は、株式会社まちペイ（以下「当社」といいます。）が発行する専用ＩＣカード「マチカカード」及び専用アプリ「まちペイアプリ」、これに付随するまちペイポイントサービス、地域ポイントサービス並びに当社が発行する電子マネー「マチカマネー」（以下これらを総称して「本サービス」といいます。）に共通して適用される利用条件等を定めるものです。

第１条（定義）

本約款における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- （１）「会員」とは、本約款及び本約款に付属・関連する約款その他の規程等に同意して本サービスを利用する者をいいます。
- （２）「登録会員」とは、会員の内、氏名、住所及び電話番号等の情報を届け出た者をいいます。
- （３）「まちペイポイント」とは、当社が会員に対して発行するまちペイ加盟店で付与・使用できるポイントをいいます。詳しくはマチカマネー及びまちペイポイント利用約款をご確認ください。
- （４）「まちペイポイント（限定）」とは、まちペイポイントのうち当社が会員に対して発行する一定の地域や加盟店でのみ付与・使用できるポイントをいいます。詳しくはマチカマネー及びまちペイポイント利用約款をご確認ください。
- （５）「地域ポイント」とは、地域ポイント発行者が発行する一定の地域や加盟店でのみ付与・使用することができるポイントの総称をいいます。詳しくは、各種地域ポイント利用約款等をご確認ください。
- （６）「マチカマネー」とは、当社が発行し、当社が管理するサーバに記録された円単位の金額についての電子情報をいいます。詳しくはマチカマネー及びまちペイポイント利用約款をご確認ください。
- （７）「会員アカウント」とは、当社がそれぞれ会員に割り当てたまちペイポイントサービス、地域ポイントサービス及びマチカマネーを利用するためのアカウントをいいます。なお、会員アカウントは、原則として１人１アカウントとします。
- （８）「マチカカード」とは、会員アカウントを特定するために必要な情報が記録されている非接触型ＩＣカードをいいます。
- （９）「まちペイアプリ」とは、会員アカウントを特定するために必要な情報（ＱＲコード等）が表示され、又はまちペイポイント、地域ポイント及びマチカマネーによる決済を行うために必要なＱＲコード等を読み取るために必要となるスマートフォンアプリ等をいいます。

(10)「マチカカード等」とは、マチカカード及びまちペイアプリをいいます。

(11)「まちペイ加盟店」とは、マチカマネー、まちペイポイント及び地域ポイントのいずれか一つ以上を利用してお買い物をすることができる店舗又は施設をいいます。

第2条（マチカカードの貸与）

マチカカードは、当社より会員に対して貸与されます。

2. 会員は、自己の責任においてマチカカードを管理及び保管するものとし、マチカカードの裏面に署名した会員本人のみマチカカードを利用することができます。

第3条（電子マネー機能）

登録会員は、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款に従い、電子マネー機能を利用することができます。詳しくは、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款をご確認ください。

第4条（個人情報の取扱い）

所定の申込書又は申込フォームに記入又はご入力いただいた会員に係る氏名、住所、電話番号等及び商品の購入履歴、サービス提供情報等（以下「会員情報」といいます。）は、当社及び地域ポイント発行者（以下「当社ら」といいます。）により共同利用されるものとし、当社らの個人情報保護方針に従い適切に管理いたします。詳しくは、当社らの個人情報保護方針をご確認ください。

2. 登録会員は、真実かつ正確な情報を登録する義務を負うものとし、会員情報に変更があった場合、速やかに所定の方法により会員情報の変更を届け出るものとします。

3. 登録に利用する携帯電話番号及び電子メールアカウントは、現に登録会員本人のみがアクセス可能であるものに限りします。

4. 当社らが、登録会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社らは登録会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに登録会員に到達したものとみなします。

5. 会員情報が正確でないことにより当該登録会員に生じた不利益又は損害について、当社らはその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益又は損害が当社らの故意又は重過失による場合を除きます。

第4条の2（パスワード）

当社は、会員に、パスワードを登録していただく場合があります。

2. 会員は、パスワードを他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3. 会員によるパスワードの管理又は誤用に起因して生じた会員の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

4. 会員は、パスワードを忘れた場合又はパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社に連絡のうえ、指示に従うものとします。

第4条の3（本人認証）

登録会員を特定するため当社が定めた認証方法（携帯電話番号、電子メールアドレス及びパスワードの組合せの一致並びに当該電話番号、当該電子メールアドレスに送信されるコードがまちペイアプリ又はウェブサイトに入力されること）によりログインされた場合には、当社は、当該登録会員本人による利用であるとみなします。

2. 登録会員は、会員アカウント及びまちペイアプリのログインに際して当社が送信した検証コードを他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3. 登録された電子メールアドレスに対して当社が発信した電子メールのセキュリティに関しては、当該電子メールアカウントに着信後は登録会員が確保するものとし、電子メールのセキュリティに関して生じた損害について、当社は一切の責を負わないものとします。携帯電話番号のSMSに関しても同様とします。

4. 会員アカウント又はまちペイアプリのログインに際して当社が送信した検証コードの管理又は誤用に起因して生じた登録会員の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4条の4（利用前の準備）

会員が携帯端末を用いて本サービスを利用するためには、会員ご自身の費用と負担で携帯端末を入手し、通信事業者との間で必要な契約を締結し、まちペイアプリをインストールする等、本サービスを利用するために必要な環境を整えるものとします。

2. 携帯端末の品質又は欠陥に関する問題については、当社は、当社に責めがある場合を除きその責任を負わないものとし、それらの問題が生じた場合には、会員と当該携帯端末の提供者との間で解決するものとします。

3. 登録会員は、携帯端末で本電子マネーサービスの利用を可能にするための機器操作を、携帯端末の画面上に表示された当社所定の手続及び手順に従い、実行するものとします。なお、携帯端末の機種、OS その他利用状況等によっては、登録会員は携帯端末で本サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第4条の5（アプリケーションの更新）

本サービスの品質の維持・向上のために、当社は、予告なく本サービスを利用するうえで必要な、当社が提供するまちペイアプリその他のアプリケーションを更新することがあります。

2. 当社が行うソフトウェア及びアプリケーションの更新等により、サービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第5条（取消）

次の各号に掲げる場合又はそのおそれがある場合は、まちペイポイント、地域ポイント又はマチカマネーの取引が取り消されることがあります。ただし、その取消を保証するものではありません。

- (1) システムトラブル等により正常に処理がなされなかった場合
- (2) 不正に取得され又は偽造若しくは変造されたマチカカード等を利用していた場合
- (3) その他不正な手段をもってまちペイポイント、地域ポイント又はマチカマネーを利用した場合

2. 当社は、当社らの故意又は重過失による場合を除き、前項の規定により会員その他の第三者に対して損害が生じたときでも、その責めを負わないものとします。

第6条（マチカカードの再発行）

登録会員は、マチカカードの紛失若しくは盗難、読取不良又は破損等があった場合、当該マチカカードを添えて（紛失又は盗難を除く。）所定の方法により当社に対し再発行を申し出ることができます。

2. 当社は、前項の申し出が登録会員の故意又は重過失によらないものであると認められる場合は、14日以内に再発行いたします。ただし、当社の審査及び判断により再発行を行うこととし、マチカカードの再発行を保証するものではありません。

3. 再発行後のマチカカードは、図柄やデザインが変更となる場合があります。予めご了承ください。

第7条（利用停止措置）

登録会員は当社に対し、所定の方法によりマチカカード等の利用停止を申し出ることができます。ただし、利用停止は、当社の審査及び判断により行うこととし、マチカカード等の利用停止を保証するものではありません。

2. 当社は、マチカカード等の拾得の連絡を受けた場合、その他会員の利益の保護に必要と認められる場合にマチカカード等の利用停止を行います。

3. 当社は、前2項の他、次の各号に掲げる場合又はそのおそれがある場合に会員アカウントの利用停止措置を行い、強制退会させることがあります。

- (1) 不正に取得され又は偽造若しくは変造されたマチカカード等を利用していた場合
- (2) マチカカード等に不正利用等又はその疑いがある場合
- (3) 本約款、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款又はその他約款に違反した場合

(4) マチカカード等を故意に汚損又は破損した場合

第8条（退会）

会員は、当社らに申し出ることでいつでも退会することができます。

第8条の2（退会時のまちペイポイント及び地域ポイントの扱い）

前条の場合において、まちペイポイント及び地域ポイントは残高の有無に関わらず、他の会員アカウントへの移行、払戻し、換金又は返金等を行うことができません。

第8条の3（退会時のマチカマネーの扱い）

前条の規定は、第8条の場合におけるマチカマネーの移行、換金又は返金等について準用します。

2. 第8条の場合において、マチカマネーは原則として払戻しできません。

第9条（ポイントの種類）

商品等の購入時等にマチカカード等をご提示いただいた場合に付与されるポイントの種類は2種類あります。それぞれ当社が発行する「まちペイポイント」と、地域ポイント発行者が発行する「地域ポイント」といいます。

2. 地域ポイントの名称は、地域ポイント発行者において決定します。

3. まちペイポイントの有効期限、付与率及び換算率については、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款をご確認ください。

4. 地域ポイントの有効期限、購入方法又は付与率及び換算率については、各地域ポイント発行者が定める約款等をご確認ください。

第9条の2（ポイントの確認方法）

まちペイポイント及び地域ポイントの残高及び有効期限は、まちペイポイント及び地域ポイント利用後に交付されるレシート若しくはメール又は加盟店店頭若しくはまちペイアプリの画面により残高照会を行いご確認ください。

2. 複数の会員アカウントにあるまちペイポイント及び地域ポイントの残高を合算し、又は他の会員アカウントに移行することはできません。

3. 異なる種類のポイントの残高を合算することはできません。「まちペイポイント」と「まちペイポイント（限定）」は種類の異なるポイントです。

第9条の3（ポイントの付与）

当社らがポイントを発行する条件に関しては、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款及び各種地域ポイント利用約款等をご確認ください。

2. 加盟店によっては重複付与されない場合や、まちペイポイントが付与されない場合があります。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
3. 一部まちペイポイント及び地域ポイント付与の対象外となる店舗及び商品等があります。まちペイポイント及び地域ポイントの付与率やまちペイポイント及び地域ポイント付与対象外の店舗及び商品等は、まちペイ加盟店でご確認ください。
4. 第1項の他、イベント、キャンペーン等によりまちペイポイント及び地域ポイントを付与することがあります。
5. まちペイポイント及び地域ポイントの付与は、原則として、即時反映されます。加盟店によっては反映が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。

第9条の4（ポイントの利用）

まちペイポイント及び地域ポイントは、まちペイ加盟店店頭にて、マチカカード等を提示することにより、各ポイントの定める換算率にて商品等の支払いに利用することができます。

2. 一部まちペイポイント及び地域ポイントを利用してお支払いいただけない商品等があります。詳しくは、まちペイ加盟店にお問合せください。

第9条の5（ポイントの取消）

まちペイポイント及び地域ポイントの付与を受けた（取引に係る）商品等の返品、キャンセル等が生じた場合は、まちペイポイント及び地域ポイントの付与を取り消されることがあります。

2. まちペイポイント及び地域ポイントの利用は、原則として取り消すことができません。まちペイポイント及び地域ポイントで取引をした商品等の返品、キャンセル等が生じた場合は、まちペイ加盟店と精算してください。

3. 当社は、当社らの故意又は重過失による場合を除き、前2項の規定により会員その他の第三者に対して損害が生じたときでも、その責めを負わないものとします。

第9条の6（ポイントの払戻し等）

まちペイポイント及び地域ポイントは、交換、換金、払戻しをすることができません。

第10条（システム保守・障害等）

次の各号に掲げる場合は、まちペイポイント及び地域ポイント及びマチカマネーの利用並びに残高及び有効期限の確認を中止することがあります。

- （1）システムの点検、補修、保守その他必要な作業を行う場合
- （2）通信機器、通信回線の故障又はメンテナンスを行う場合
- （3）火災、停電、その他天災地変等による場合
- （4）その他やむを得ない事由による場合

2. 当社は、前項の場合、予め会員に対しホームページ、加盟店近隣のストリートビジョンその他会員に対し適切な方法をもって告知するものとします。

第11条（加盟店との取引）

まちペイポイント及び地域ポイント又はマチカマネーを利用して購入した商品の欠陥、返品等の問題は、会員とまちペイ加盟店等との間において解決するものとします。

第12条（反社会的勢力排除）

暴力団等の反社会的勢力（その共存者も含みます。）に該当する方の本サービスのご利用はお断りいたします。会員は、現在及び将来にわたり反社会的勢力に該当しないことを確約してご利用ください。

第13条（免責）

当社は、当社らの故意又は重過失による場合を除き、次の各号に掲げる場合において会員その他の第三者に対して損害等が生じたときでも、まちペイポイント、地域ポイント又はマチカマネーの残高補償等を含めその責めを負わないものとします。

（1）まちペイポイント、地域ポイント又はマチカマネーの有効期限が切れ、利用できなくなった場合

（2）第7条第3項により会員アカウントの利用停止措置又は強制退会した場合

（3）第10条によりまちペイポイント、地域ポイント又はマチカマネーが利用できなかった場合

（4）会員とまちペイ加盟店等との取引においてトラブルがあった場合

（5）会員の故意又は過失により利用停止措置までの間に不正利用等があった場合

2. 当社は、マチカマネー及びまちペイポイント、地域ポイントの取扱について、取扱時にマチカカード又はまちペイアプリがインストールされログインされた端末を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、マチカカード又はまちペイアプリがインストールされログインされた端末を当該会員アカウントの記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。

3. 当社らが本約款において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者がマチカマネー若しくはまちペイポイント、地域ポイントにより便益を取得したことによって又はマチカマネー若しくはまちペイポイント、地域ポイントにより取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社らは一切その責めを負いません。

4. 当社は会員から第7条の申出を受けた場合、申出から利用停止措置が完了するまでの間に、マチカマネー又はまちペイポイント、地域ポイントの使用等があった場合、当社らはそれらを補償する責めを負いません。

5. 前3項の当社らの責任は、当社らの故意又は重過失による場合は、免れないものとします。

第14条（合意管轄）

本サービスに関する一切の訴訟については、松山地方裁判所又は松山簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所と致します。

第15条（情報提供サービス）

広告・クーポン機能において掲載されている情報は、広告主等情報提供者が掲載したものであり、当社は掲載内容を保証しかねます。詳細は、当該情報にあるお問合せ先にご確認ください。

第16条（約款の変更）

当社は、一定の予告期間をおいてホームページにて告知することにより、本約款、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款及びその他約款を変更することができるものとします。

制定日：2019年3月29日

改定日：2021年1月18日

改定日：2022年8月4日

別 紙

ポイントの名称、有効期限、基本付与率、付与対象商品、基本利用地域については以下のとおりです。

【まちペイポイント】

名称	有効期限	基本付与率	付与対象商品	基本利用地域
まちペイポイント	付与された日の属する月の翌月から1年間 ただし、期間限定のポイントは、付与時に表示された期間	マチカマネーで決済した金額200円につき1ポイント ただし、下記地域ポイント等が付与されなかった場合のみ	加盟店が別途定める商品	全国

【地域ポイント】

名称	有効期限	基本付与率	付与対象商品	基本利用地域
マチピポイント (株式会社まちづくり松山発行の地域ポイント)	付与された日の属する月の翌月から1年間 ただし、期間限定のポイントは、付与時に表示された期間	マチカマネーで決済した100円につき1ポイント又は、現金で決済した金額500円につき1ポイント	加盟店が別途定める商品	愛媛県松山市

注1) 付与される条件や対象ポイントは、加盟店によって異なります。

注2) 加盟店ごとに付与される具体的なポイントや利用可能なポイントは、加盟店情報をご確認ください。

注3) 加盟店情報に上記と異なる付与率や条件が記載されている場合は、加盟店情報の記載が優先されます。

附則

第1条（マチカカードの所有権の変更）

マチカカードは、令和7年11月1日をもって、株式会社まちづくり松山から株式会社まちペイに譲渡されました

2 令和7年11月1日以降は、利用者が保持するマチカカードは、株式会社まちペイからの貸与に変更されます

第2条（マチピの移行確認）

令和7年11月1日までに付与されたマチピポイントは、同年11月1日以降も松山市内で利用できます。

2 令和7年11月1日以降は、加盟店が参加するサービスに応じてポイントが付与されます。

第3条（効力発生日）

本約款の改定は、令和7年12月1日以降の新機能を搭載したまちペイアプリのリリース日（別途告知）より効力を有するものとします。